

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆さまや価値創造を図る事業者の皆さまとの連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

当社はファイナンス機能の提供を通じて、お客さまの経営課題の解決を支援するとともに、幅広いサプライヤーと連携した販売金融機能の提供を通じ、各種設備・サービスの導入を支援してまいります。また、これらの取り組みを通じて、脱・低炭素設備の普及に貢献し、持続可能で豊かな社会の実現に貢献してまいります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当社は、コーポレートスローガンとして「あなたの『ありがとう』のために」を掲げております。このスローガンには「当社とご縁をいただくすべての皆さまへ感謝の気持ちを常に忘れない」、「すべてのお客さまの期待を超える付加価値を提供するためにチャレンジし続け、信頼を得る」という全役員・従業員の思いを込めています。本スローガンの理念のもと、お客様の企業価値向上、持続可能な社会の実現に努めます。

三井住友トラストグループでは、自らの存在意義（パーパス）を「託された未来をひらく～信託の力で、新たな価値を創造し、お客さまや社会の豊かな未来を花開かせる～」と定義するとともに、「社会的価値創出と経済的価値創出の両立」を経営の根幹に掲げています。このパーパスには、お客さまのパートナーとして、変化への対応力を一段と高めた社会を築くことが私たちの使命と認識して、社会課題の解決に貢献することで私たち自身も持続的に成長するという思いを込めています。

当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、取引先の意向や状況を十分に尊重し、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。

2022年11月30日

2024年4月1日 代表者変更による更新

2025年10月16日 手形などの支払条件変更による更新

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

企 業 名

取締役社長 濱野 敬一

役職・氏名（代表権を有する者）